

議第38号

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例の制定について

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年2月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市市民スポーツ会館条例の一部を改正する条例

京都市市民スポーツ会館条例の一部を次のように改正する。

別表第1 体育室の項中「1,880」を「2,820」に、「1,570」を「2,350」に改め、同表備考に次のように加える。

- 4 利用者が入場料（利用者が、いかなる名義であるかを問わず、入場者から徴収する入場の対価をいう。）を徴収する場合において、その収入額の100分の15に相当する額がこの表の規定により計算した額を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の15に相当する額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額。以下この備考において同じ。）とする。ただし、学生、生徒、児童その他催物に参加することを業としない者により行われる催物に利用する場合において、その収入額の100分の10に相当する額がこの表の規定により計算した額を超えるときの利用料金の上限額は、その収入額の100分の10に相当する額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）とする。

別表第2 備考以外の部分を次のように改める。

区 分		利用料金（1時間につき）	
		ア	イ
	アマチュアスポーツ	5,230 <small>円</small>	4,190 <small>円</small>

体 育 室			
	そ の 他	14,660	11,520
第 1 会 議 室		1,250	
第 2 会 議 室, 第 3 会 議 室 及 び 第 4 会 議 室		730	

別表第 2 備考中 1 を削り, 2 を 1 とし, 3 を 2 とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は, 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし, 次項の規定は, 公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市市民スポーツ会館条例(以下「改正後の条例」という。)の規定による京都市市民スポーツ会館の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者に当該料金を収受させるために必要な準備行為は, この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は, この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し, 同日前の利用に係る料金については, なお従前の例による。

提案理由

京都市市民スポーツ会館の利用料金の適正化を図る必要があるので提案する。